

三次市教育委員会議案第 47 号

三次市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令案を次のとおり提出する。

平成 21 年 3 月 18 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令（案）

三次市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成 16 年三次市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

市民課の職員

」を

「

市民生活課の職員

」に改める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。